平成２４年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市興南町61番地２　興南シティ２－３号、旧住所鳥取県鳥取市東今在家134番地８
債務者　岡村利惠子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
広島市安佐北区亀山南４丁目38番47―104号
債務者　福原　恭子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５号
広島県安芸郡海田町寺迫２丁目１番40―203号
債務者　田村ルイスカルロスこと　ＴＡＭＵＲＡ　ＬＵＩＺ　ＣＡＲＬＯＳ
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９７号
広島県東広島市西条町寺家4660番地パッサーレ参番館103号
債務者　奥田　克哉
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６号
徳島県徳島市八万町大坪139番地の２
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４１号
徳島市北矢三町４丁目２番19―114号、旧住所徳島市南庄町３丁目８番地の２
債務者　武田　浩子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５３号
徳島市住吉４丁目３番64―206号、旧住所徳島市安宅１丁目６番38号
債務者　大西　和代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０６号
徳島市国府町日開1000番地の１サンライズ22・207号室
債務者　井原希実子（旧姓粟飯原）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２８号
徳島県徳島市伊月町５丁目29番地の１
債務者　宮田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市下川町乙362番地２、前住所愛媛県四国中央市金田町金川46番地の１
債務者　秦泉寺祥光
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７２号
高知県四万十市佐岡1047番地２　雇用促進住宅１―506号
債務者　岸本　　香
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県みやま市瀬高町長田2317番地８
債務者　田中富美代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣275番地　西中坪町営住宅２―401
債務者　鷲巣　亜紀
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
長野県伊那市長谷中尾1027番地
債務者　西村　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５８号
長野県伊那市美篶10196番地３　リディアハイム201号
債務者　石川　真弓
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３４号
京都府亀岡市追分町薮ノ下７番地　605号
債務者　出呂町哲次
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
京都府亀岡市追分町薮ノ下７番地　605号
債務者　出呂町美知子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　京都地方裁判所園部支部破産係